平成２１年（フ）第２４２号
富山県高岡市問屋町161番地
破産者　一ノ瀬裕子
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２４３号
富山県高岡市京田107番地１
破産者　一ノ瀬長和
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１５３号
北海道札幌市北区屯田５条２丁目４番22号、破産開始決定時の住所石川県小松市串町南296番地
破産者　志和　信子
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第３８３号
長野市吉田２丁目35番10号　エステートゆうB102、前住所長野市三輪９丁目20番１号
破産者　渡邉　収一
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８４号
愛媛県松山市石手５丁目７番15号　サクラハウス205号、開始決定時の住所愛媛県松山市石手４丁目８番７号　グラシアス道後405号
破産者　來見　國男
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
石川県輪島市河井町24部１番地の１
破産者　宮地　義雄
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第７８１号
愛知県愛知郡長久手町富士浦401番地　県営長久手第２住宅２棟210号
破産者　江口　　忠
1　破産債権の届出期間　平成23年８月12日まで
2　一般調査期日　平成23年９月20日午前11時50分
平成23年７月13日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２１３号
愛知県春日井市中新町１丁目12番地３
破産者　早川　伴美
1　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
2　一般調査期日　平成23年８月31日午後４時30分
平成23年７月13日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１１６号
札幌市中央区南４条東５丁目１番地29　豊ビル606号、破産開始決定時の住所札幌市中央区南５条東３丁目９番地　畠山ヨシ方
破産者　畠山　和之
1　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
2　一般調査期日　平成23年９月22日午後３時
平成23年７月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５４４号
大阪市北区本庄西３―12―３　インベスト北梅田501号室、開始決定時の住所大阪市住之江区御崎６丁目２番２―1103号
破産者　前田　　誠
1　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
2　一般調査期日　平成23年９月22日午後３時30分
平成23年７月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６４７号
大阪市旭区新森４丁目15番８号、前住所大阪府交野市星田２丁目13番２号
破産者　吉村　耕次
1　破産債権の届出期間　平成23年８月23日まで
2　一般調査期日　平成23年９月26日午後３時30分
平成23年７月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２００１号
京都市下京区室町通四條下る鶏鉾町482番地
破産者　アシハラ株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年８月25日まで
2　一般調査期日　平成23年９月６日午後４時
平成23年７月14日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６５８２号
大阪府高槻市南庄所町１番１号
破産者　有限会社小野川建設
1　破産債権の届出期間　平成23年８月26日まで
2　一般調査期日　平成23年９月26日午後４時
平成23年７月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５９７号
大阪市城東区今福南２丁目15番23号
破産者　愛斗工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年８月26日まで
2　一般調査期日　平成23年９月26日午後３時30分
平成23年７月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３２号
愛媛県伊予市大平甲1500番地１
破産者　山本　武彦
1　破産債権の届出期間　平成23年８月26日まで
2　一般調査期日　平成23年10月13日午後２時30分
平成23年７月14日　　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７７２４号
大阪府吹田市江坂町１丁目20番32―302号
破産者　吉田　敬之
1　破産債権の届出期間　平成23年９月２日まで
2　一般調査期日　平成23年10月３日午後３時30分
平成23年７月14日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成１８年（フ）第５４００号
最後の住所大阪府岸和田市葛城町870番地
破産者　被相続人亡植田健仁相続財産
1　期日　平成23年９月５日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３６７号
大阪府豊中市東豊中町２丁目７番23―209号
破産者　株式会社山優製作所
1　期日　平成23年９月７日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月14日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第５４５号
宮崎市大字芳士1024番地５
破産者　赤池　良浩
異議申述期間　平成23年９月14日まで
平成23年７月14日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０号
愛媛県今治市菊間町田之尻748番地、住民票上の住所愛媛県松山市本町６丁目６番地７ロータリー本町1207号、前住所愛媛県松山市山越１丁目８番３号　サンアイハイツ501号
破産者　保手濱勇造
異議申述期間　平成23年９月15日まで
平成23年７月14日　松山地方裁判所今治支部